

# 第3次福山市地産地消促進計画



2021年（令和3年）3月  
福山市

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
<b>第2章 これまでの取組と課題</b> .....	3
1 安心・安全な農林水産物の供給 .....	3
(1) 担い手の育成・確保 .....	3
(2) 農地の有効活用 .....	4
(3) 安心・安全の確保 .....	5
2 地域内流通の仕組みづくり .....	6
(1) 消費者ニーズに対応した流通の多様化 .....	6
(2) 学校・保育所給食等への地場産農林水産物の使用拡大 .....	8
3 生産者と消費者の相互理解の促進 .....	10
(1) 農林水産業とふれあう場の創出 .....	10
(2) 「食育」の推進 .....	11
<b>第3章 計画の方向</b> .....	13
1 基本方針 .....	13
2 施策の内容 .....	13
(1) 安心・安全な農林水産物の供給 .....	13
(2) 地域内流通の仕組みづくり .....	15
(3) 生産者と消費者の相互理解の促進 .....	16
<b>第4章 計画の推進</b> .....	18
1 基本目標 .....	18
2 推進体制 .....	18

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 策定の趣旨

本市では、2012年（平成24年）3月に策定した「福山市地産地消促進計画」に基づく取組の検証結果をもとに、「食」「農」「健康」「環境」を考え行動するための指針として2016年（平成28年）3月に「第2次福山市地産地消促進計画」を策定し、地産地消推進運動を展開してきました。

この間の取組を検証したところ、新商品開発や首都圏販路開拓、ワインプロジェクトなどの6次産業化の取組や産直市の増加に伴う市内産農林水産物の消費拡大などにおいて一定の成果が見られました。

一方で、今後、団塊の世代のリタイアに伴い農業者の減少が急速に進み、遊休農地の増大が懸念されることから、担い手の育成・確保、農地の集積・集約化などが喫緊の課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって、安定した食料の供給と確保の重要性及び食料自給率向上の必要性が改めて浮き彫りになりました。

こうしたことから、今後ますます市民の食の安心・安全の確保に関わる地産地消の取組が重要となるため、引き続き地産地消推進運動を効果的に展開していくことが必要です。

そのため、現行計画における取組の検証結果をもとに、地産地消推進運動を全市的な取組として継続し、市民への安心・安全な食料の安定供給と市内の食料自給率向上を図るための指針として「第3次福山市地産地消促進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

「第3次福山市地産地消促進計画」は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけるものです。

計画の策定にあたっては、国の「食料・農業・農村基本計画」（2020年（令和2年）3月策定）に基づくとともに「福山市食育推進計画2018」及び「福山市健康増進計画2018」（2018年（平成30年）3月策定）等と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとします。

## 3 計画期間

第3次福山市地産地消促進計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。

ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて所見の見直しを行うこととします。

## 第2章 これまでの取組と課題

「第2次福山市地産地消促進計画」について目標値の達成状況や、本市や関係団体がこれまで取り組んできたことを検証しました。明らかになった課題については、「第3次福山市地産地消促進計画」において解決に向け取り組んでいきます。

ここでは、これまでの取組と課題について、概略をまとめました。

### 1 安心・安全な農林水産物の供給

#### (1) 担い手の育成・確保

##### 【これまでの取組】

- 定年帰農者、女性農業者、非農家出身の新規就農者など多様な担い手に対する就農相談や栽培指導
- 新規就農者の確保や安定的な経営を支援するための研修会等の開催
- 新規就農者の農地確保や営農計画の作成支援、制度資金や補助事業の周知及び営農相談等の支援



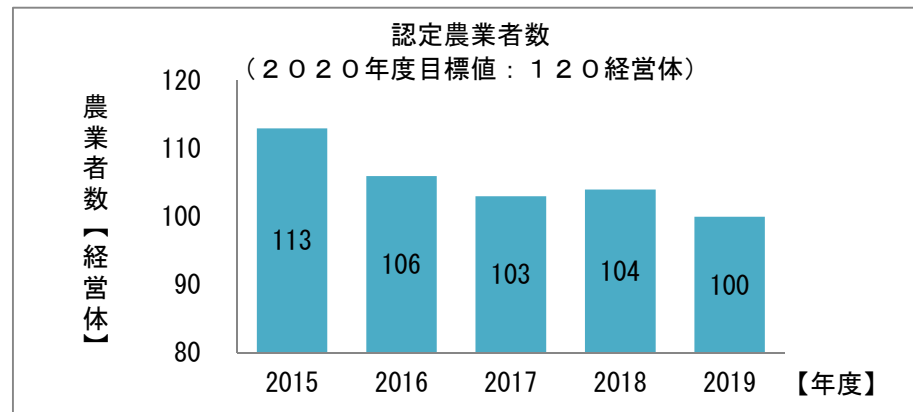
[農業担い手研修]

##### 【現状と課題】

農業者の高齢化と減少及び認定農業者の減少が進んでおり、今後その傾向は続くものと考えられることから、効率的かつ先進的な農業経営に取り組む生産者や生産者団体を育成するために、関係団体・機関及び地域と連携した取組が必要です。

一方で、定年帰農者や女性農業者、新規就農者等に加え、農福連

携により障がい者も多様な担い手となる可能性があり、福祉分野との連携を深めるなど、新たな農業者の育成・確保に取り組む必要があります。



## (2) 農地の有効活用

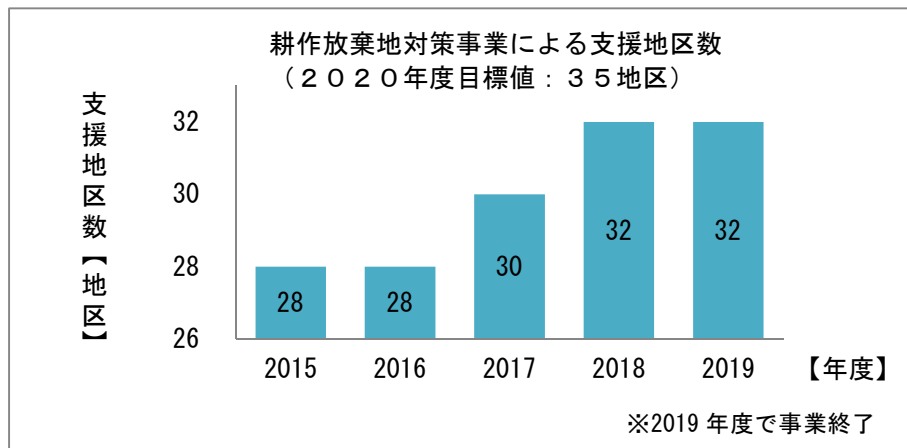
### 【これまでの取組】

- 地域ぐるみで実施する耕作放棄地再生・活用の取組支援
- 農地利用状況調査による遊休農地の把握と農地情報の提供
- 遊休農地利活用促進事業による農地の維持管理の取組支援
- 農地中間管理事業の推進による農地の集積・集約化

### 【現状と課題】

今後、団塊の世代のリタイアに伴い農業者の減少が急速に進むことが見込まれ、遊休農地の増加が懸念されることから、人・農地プランの作成を通じて、農地の将来の担い手等について地域での徹底的な話し合いを支援する必要があります。

また、遊休農地利活用促進事業、農地中間管理事業や農地利用状況調査に基づく農地情報提供事業などの活用による農地の流動化の促進が必要です。



### (3) 安心・安全の確保

#### 【これまでの取組】

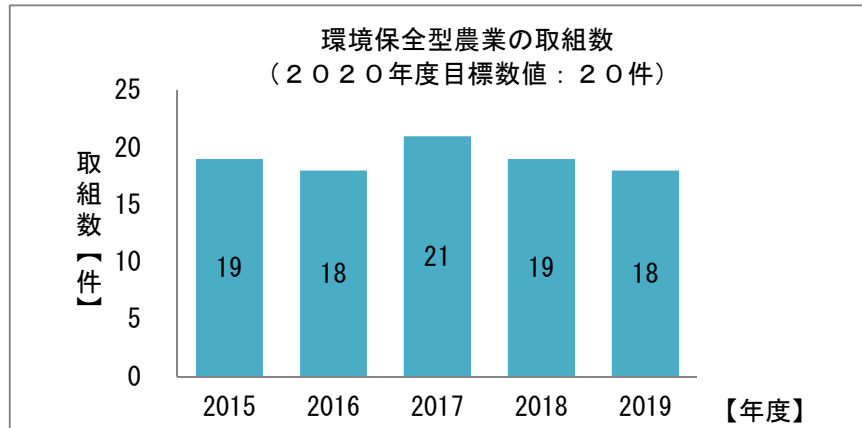
- 講習会等による農産物の栽培指導や農薬の適正使用の推進
- 産直市出荷者に対する栽培履歴記帳の促進
- 有機農業やエコファーマーなど環境保全型農業の制度周知
- ふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」認定品目の残留農薬検査の実施による安全性の確保



〔フェロモントラップ設置による環境保全型農業の取組〕

#### 【現状と課題】

環境保全型農業の取組については一定の定着が見られるものの、消費者の食の安心・安全に対する関心が高まっており、今後さらに有機農業やエコファーマーなどの環境保全型農業の各種制度やGAP制度の周知を図り、取組主体を増やしていくことが必要です。



## 2 地域内流通の仕組みづくり

### (1) 消費者ニーズに対応した流通の多様化

#### 【これまでの取組】

- 産直市を地産地消推進の拠点として位置づけ、市内産農林水産物のPRや消費拡大に向けた各種イベントの実施を支援
- 産直市出荷者に対する技術指導、施設整備に対する支援
- 「ふくやまSUN」の生産・流通の拡大を目的とした機械及び施設の整備や出荷資材等の支援
- 市内産農林水産物を活用した新商品開発など6次産業化の取組を支援
- 備後フィッシュや備後福山ワイン等の市内産農林水産物や加工品のブランド化の取組を支援
- 福山地方卸売市場の地場産品コーナーにおける市内産農水産物販売を支援



ふくやまブランド農産物のシンボルマーク [ふくやまSUN]



[ふくやまSUN親子収穫体験]





地産地消のシンボルマーク  
[ふくやま生まれ]



[産直市等のイベント支援]



[首都圏における6次化商品の  
販路開拓支援]

### 【現状と課題】

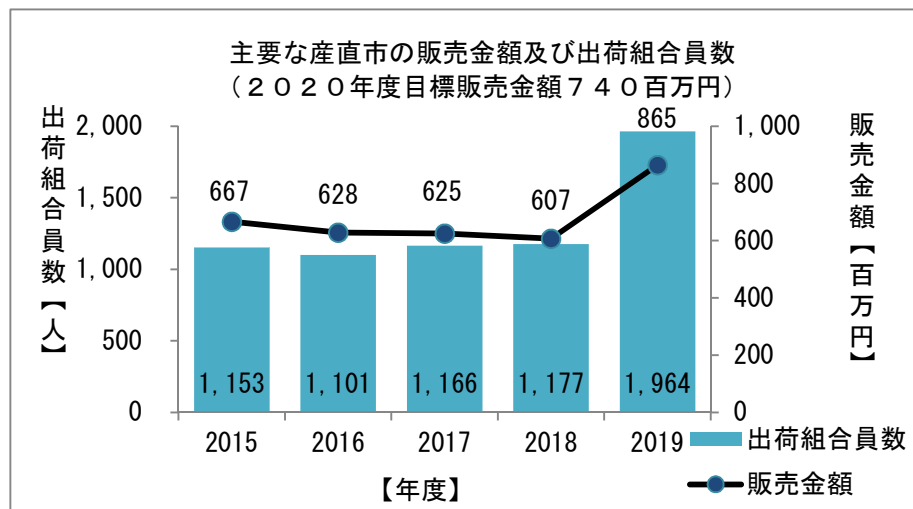
消費者の食に関する志向は、若年層においては経済性を重視するものの、高年齢層になるに従い健康を重視する傾向にあるとともに全年齢層で簡便化志向が強まっています。

こうした消費者ニーズを踏まえ、産直市で販売する商品の単価や量の設定、商品のパッケージやPOP、陳列方法等に工夫を加えて商品価値や魅力を向上させ、集客力と販売力の強化を図る必要があります。

「ふくやまSUN」においては、出荷量、栽培面積、販売額が年々減少しており、担い手の確保が急務となっています。各種イベントや講演会を通じた情報発信や食のイベントにおける試食会等を通

じて「ふくやまSUN」の認知度向上を図るとともに、農業研修等を通じて「ふくやまSUN」生産者の育成・確保を図る必要があります。

また、6次産業化アドバイザーの活用による市内産農林水産物の規格外品等を活用した6次化商品の開発を支援するとともに、市内産農林水産物の認知度向上を図るための取組や消費拡大につながるイベントの開催に対する支援を継続する必要があります。



## (2) 学校・保育所給食等への地場産農林水産物の使用拡大

### 【これまでの取組】

- 地元生産者等からの直接納入を推進するとともに、新メニューの検討やブロック別・学校別献立等による地場産物の使用拡大
- 自校炊飯方式校への米の直接納入の推進
- 直接納入への理解を深めるための交流会の開催



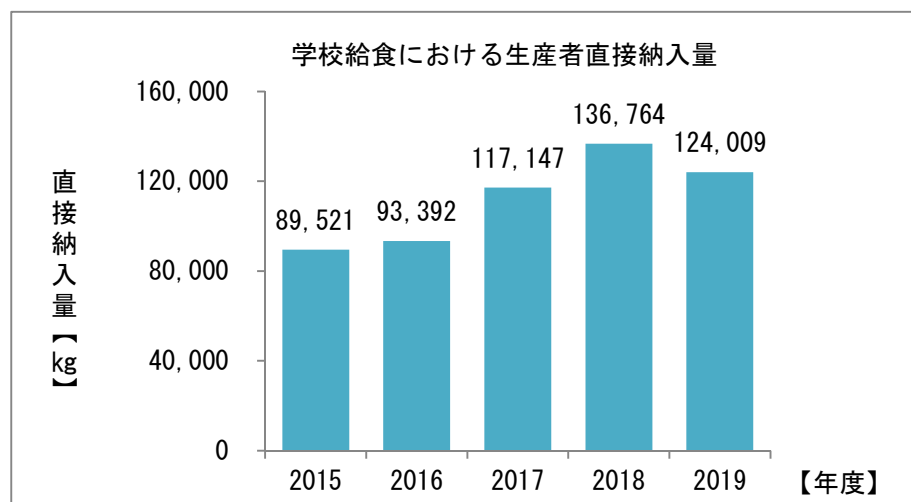
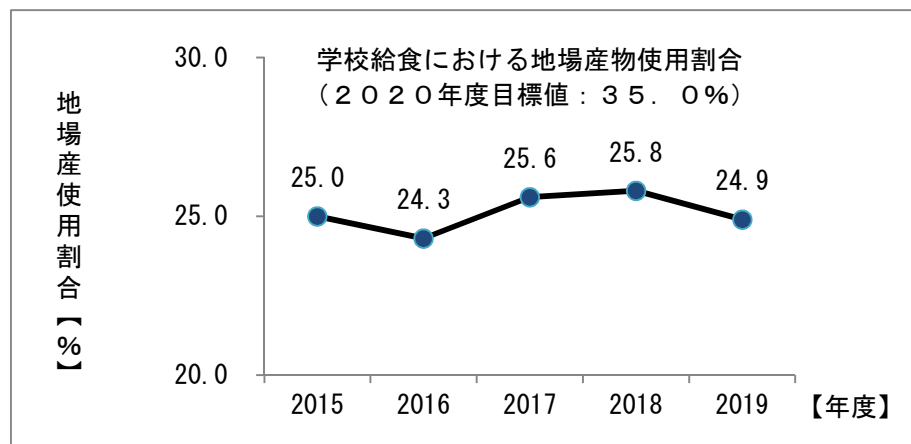
〔市内産食材を使用した給食〕



〔生産者向け給食施設見学会〕

### 【現状と課題】

中学校完全給食の全校実施に向け、2016年（平成28年）から順次、実施校が増加したことで、給食食材の需要量も増加しました。需要の増加に伴い、納入も増加していましたが、各生産者では納品量を賄えない規模の学校が増えたことから、2018年度（平成30年度）で頭打ちとなっています。今後は、直接納入生産者の増加や安定した納品を可能とする品目・品種の選定に加え、新たな納品システムを構築することにより、直接納入の拡大を促進する必要があります。



### 3 生産者と消費者の相互理解の促進

#### (1) 農林水産業とふれあう場の創出

##### 【これまでの取組】

- 学校・保育所等への出前講座や公民館等の生涯学習において地産地消の意義や食育などの啓発を実施
- 小学校の総合学習において、稚魚の放流体験を通じて漁業及び地産地消の意義や食育などの啓発を実施
- 福山地方卸売市場での小学校社会見学等の受入に対する支援やふれあい祭への参加により、農水産物流通の仕組みを啓発
- 「地産地消」「食育」をテーマとした市民参加型イベントや講演会、パネル展示による啓発



[パネル展示]

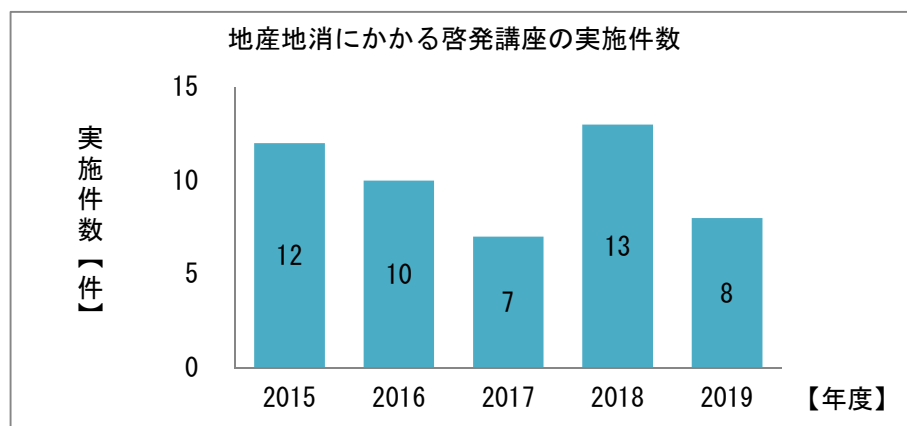
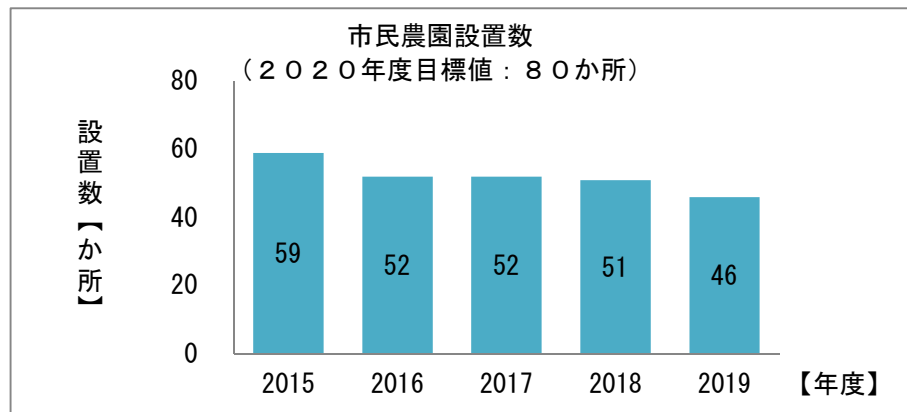


[体験型地産地消イベント]

##### 【現状と課題】

市民農園の設置数は、市民農園に求める市民ニーズの変化に伴い減少傾向にあります。一方、学校・保育所等への出前講座や公民館等の生涯学習における啓発や各種イベントでの啓発・普及活動によって、地産地消の認識度は向上しています。

地産地消等の認識度をさらに向上させ、消費行動へ繋げていくためには、現行の啓発活動の推進や各種イベントに工夫を加え、市民の理解と支持が得られるよう普及・啓発に取り組む必要があります。



## (2) 「食育」の推進

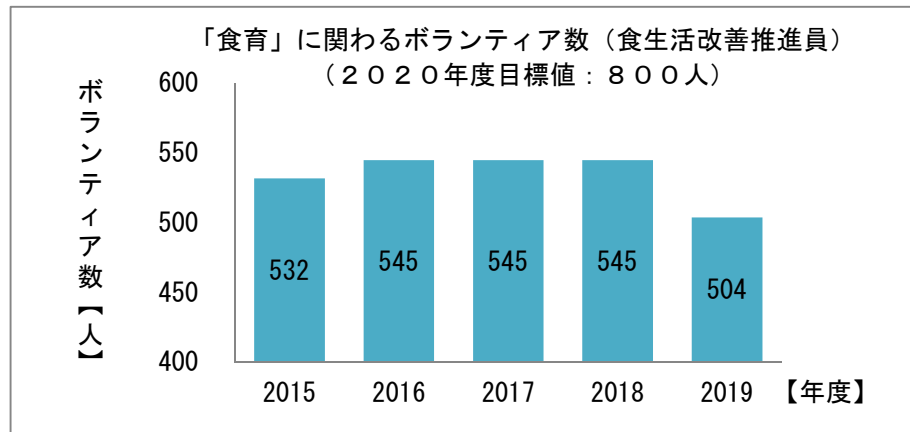
### 【これまでの取組】

- 料理教室等の開催や学校・保育所給食を通じた次世代への食文化の継承と、生産者との交流会等の実施による食と農の理解の促進
- 「食育」に関わるボランティア（食生活改善推進員）を育成
- 「食育の日」（毎月19日）及び「ふくやま地産地消の日」（毎月29日）の啓発・普及のための試食会等の実施

### 【現状と課題】

「食育の日」（毎月19日）または「ふくやま地産地消の日」（毎月29日）に開催する試食会では、「食育」に関わるボランティアを中心に旬の食材を使用したレシピを考え、市民への啓発及び普及活

動を実施しています。また、学校や保育所においても食育を推進するため、地域でとれた食材を献立に取り入れています。引き続き、料理教室の開催や給食での地場産農林水産物の利用拡大が必要です。また、より多くの市民の関心を得るためには「食」「農」「健康」「環境」を有機的に結びつけた市民啓発が重要であり、「食育」に関わるボランティアをはじめとした関係者の連携が必要です。



## 第3章 計画の方向

### 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響は、農業においても生産、流通、消費のあらゆる分野に及び、安定した食料の供給と確保の重要性及び食料自給率向上の必要性が、改めて浮き彫りになりました。

そのことを踏まえ、あらためて産直市を地産地消の拠点として位置づけ、安心・安全な食料の安定供給とそれを裏付ける担い手の育成・確保、そして市内食料自給率の向上を図る必要があります。

そして、その推進に当たっては、消費者・生産者・事業者が協力・協働するとともに農業が有する多面的機能と地産地消の意義について市民の理解と支持を得ることが重要です。

そのため引き続き、第2次福山市地産地消促進計画で定めた3つの基本方針を継承し、関連する施策を計画的かつ強力に推進します。

- (1) 安心・安全な農林水産物の供給
- (2) 地域内流通の仕組みづくり
- (3) 生産者と消費者の相互理解の促進

### 2 施策の内容

#### (1) 安心・安全な農林水産物の供給

市内産農林水産物を安定的かつ継続的に供給するために、認定農業者をはじめとする担い手や、将来の担い手となる新規就農者及び新規漁業就業者を育成・確保するとともに、高齢者、女性、障がい者などを含む多様な担い手を確保し、その経営の安定化と活躍が図られるよう支援します。

また、これから10年程度の間には農業者の減少が急速に進み、遊休農地の増加が懸念されるため、農業の生産基盤を維持する観点から、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに家族経営など地域の多様な農業者を支援することにより、持続可能な食料生産と農業振興に取り組めます。

さらに、環境への負荷を低減した生産の取組やGAPに取り組む生産者を増やすことにより農林水産物の安全性を確保するとともに、消費者の安心感を高めるための情報発信に努めます。

#### 【担い手の育成・確保】

- 農業においては、認定農業者、集落法人、農業参入企業などを中心に担い手と位置づけて育成・支援するとともに、定年帰農者、他産業からの転身による新規就農者、女性農業者、障がい者などが多様な担い手として活躍できるよう支援します。

また、水産業においても、国・県と連携して新規漁業就業者の育成を支援します。

- 制度資金、補助事業など各種制度の周知と活用を支援します。
- 効率的かつ先進的な栽培技術や農業経営を習得できる実践的な指導を行います。
- 持続的な経営につながる販路拡大や市内産農林水産物を活用した6次化商品の製造・販売を支援します。

#### 【農地の有効活用】

- 農業が持つ食料生産機能をはじめとした多面的機能の発揮と保全を図るため、人・農地プランの作成を通じて、農地の将来の担い手等について地域での徹底的な話し合いを支援するとともに、地域単位で取り組む遊休農地利活用促進事業により遊休農地の維持管理を支援します。
- 新規就農者や規模拡大をめざす農業者が効率的に農地の借受けができるよう農地情報を提供するとともに、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を支援します。

#### 【安心・安全の確保】

- 生産者を対象に食品表示法、農薬取締法などに関する制度の周知を図るとともに、農業研修会を通じた化学肥料・農薬の適正使用



や農薬飛散を防止する技術指導などの実施により、適切な栽培や出荷を推進します。

- 「ふくやまSUN」の生産者にGAPの取組の導入を促進するとともに、産直市等への農産物出荷者に対し栽培履歴の記帳を促進します。
- 「ふくやまSUN」の残留農薬検査を行います。
- 有機農業やエコファーマーなどの環境保全型農業を推進します。
- 農林水産物の生産・流通・販売のほか、啓発などの地産地消推進事業における感染症対策の取組を促進します。

## (2) 地域内流通の仕組みづくり

安心・安全な市内産農林水産物の消費拡大を図るため、市民に地産地消に係る情報提供を積極的に行います。産直市を地産地消の拠点と位置づけ、産直市が実施する市内産農林水産物のPRや消費拡大イベントを支援します。

供給の安定を図るため、産直市出荷者に対する技術指導や施設整備に対して支援するとともに、6次産業化など新たな付加価値の創造に必要な取組を支援します。

また、学校・保育所給食については、安定した納入が可能となり生産者のやりがいにつながるよう、新たな仕組み作りに取り組み、直接納入の拡大を促進します。

### 【消費拡大に向けた多様な取組の推進】

- 各種情報の収集や分析などにより、消費者ニーズの把握に努めます。
- 市内産農林水産物の消費拡大を図るため、消費者の利用機会が多い小売店舗内へ市内産農林水産物コーナーの設置を促進するほか、消費者に年間を通して市内産農林水産物を安定供給できるよう生産拡大を図ります。
- 産直市への農林水産物の安定供給を促進するため、産直市出荷者

に対し技術指導や施設整備に対する支援を行うとともに、各種農業講座の受講生に対し産直市への出荷を奨励するための情報提供等を行い、産直市新規出荷者の拡大を図ります。

- 「ふくやまSUN」の出荷団体に対してGAP導入に対する支援を行い、安全性及び信頼性の向上を図るとともに市内向け出荷に対して支援を行います。
- 6次産業化アドバイザーの派遣により、市内産農林水産物を活用した新メニューや加工品の開発及びブラッシュアップなどの農商工連携や6次産業化の取組を支援します。
- 市内産農林水産物を活用した料理教室や試食会などのイベントの開催や情報発信により、認知度向上や消費拡大を図ります。
- 卸売市場の地場産品コーナーにおける市内産農水産物のPRなどを通じて、市内流通を促進します。

#### 【学校・保育所給食等における地場産農林水産物の使用拡大】

- 学校・保育所給食等への生産者による直接納入を推進し、新メニューの検討やブロック別献立等により地場産物の使用を拡大します。
- 直接納入生産者の増加や安定した納品を可能とする品目・品種の選定及び新たな納品システムの構築に取り組みます。
- 学校給食への市内産米の利用を促進し、食育の推進及び市内農業の振興を図ります。
- 直接納入への理解を深めるため、生産者との交流会を開催します。

#### (3) 生産者と消費者の相互理解の促進

農山漁村地域の活性化や里山・里地が有する豊かな水と緑の保全を図るため、都市住民と農業・農村や漁業・漁村との交流を推進し、生産者と消費者の相互理解を促進します。

また、健全な食生活や地域特産物、郷土料理など福山の風土に適した地産地消の食習慣の定着を図るため、食育を推進します。

#### 【農林水産業とふれあう場の創出】

- 生産者と消費者が相互理解を図る交流会や、地産地消の推進を図る産直市等でのイベントの開催を支援します。
- 地産地消のシンボルマークを活用しイベント等で地産地消の推進を図り、食育の日（毎月19日）及びふくやま地産地消の日（毎月29日）の普及・啓発を図ります。
- 学校・保育所等への出前講座や公民館等の生涯学習において、地産地消の意義や食育などの啓発を推進します。
- 卸売市場での小学校社会見学等の受入に対する支援やイベント参加により、農水産物流通の仕組みの普及・啓発を図ります。

#### 【「食育」の推進】

- 地域や学校・保育所給食等において、郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、次世代へ継承することを推進します。また、学校・保育所等の児童と生産者との交流会等の実施により、食と農への理解を促進します。
- 地域の豊かな農林水産物を使った新たな郷土料理の創出を推進します。
- 「食育」を全市的に展開していくために、地域で「食育」に関わるボランティア（食生活改善推進員）の育成を推進します。

## 第4章 計画の推進

### 1 基本目標

	2019年度 (令和元年度)		2025年度 (令和7年度)
(1) 安心・安全な農林水産物の供給			
◆認定農業者数	100 経営体	→	120 経営体
◆農地中間管理事業による利用権設定面積	45,765 m <sup>2</sup>	→	52,000 m <sup>2</sup>
◆環境保全型農業の取組数	18 件	→	20 件
(2) 地域内流通の仕組みづくり			
◆主要な産直市の販売金額（インショップ含む）	865 百万円	→	1,190 百万円
◆主要な産直市の出荷組合員数（インショップ含む）	1,964 人	→	2,064 人
◆生産者の直接納入による学校給食への市内産農産物の使用量	124,009 kg	→	150,000 kg
(3) 生産者と消費者の相互理解の促進			
◆啓発講座の実施件数	8 件	→	20 件

### 2 推進体制

本計画を実施するため、市内の生産、流通、消費などの関係団体と市で構成する「福山市地産地消推進協議会」を推進本部とし、市内及び近隣市町における各団体等が取り組む地産地消推進事業との協働・連携体制を一層強化し、取組を推進します。

また、福山市における地産地消推進運動を機能的に展開していくため「福山市地産地消推進運動プロジェクト会議」を構成する庁内関係課が十分に連携し、地域の実情に即した地産地消を推進します。

## 用語解説

- インショップ  
スーパーマーケットなど、量販店内に設置された産直市コーナー。
- エコファーマー  
「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥による土づくりと化学肥料等の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者。
- 学校給食のブロック別献立  
市域を複数ブロックに分けて、ブロック毎にそれぞれ異なる給食献立とすること。
- <sup>キャップ</sup>GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理)  
「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に導入したものであり、食品事故などの問題を農場が起こさないよう未然に防ぐ農場管理の手法のこと。
- 里山・里地  
人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林（原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然に、または人為的に再生した森林）、農地、ため池、草原などで構成される、多様な生物の生息・生育空間。同時に、人間の生活・生産の場であり、生活文化が育まれ、多様な価値を持つ多義的な空間。
- 「市内産農林水産物」と「地場産農林水産物」  
市内産農林水産物は市内で収穫された農林水産物、地場産農林水産物は県内（市内を含む）で収穫された農林水産物のこと。
- 集落法人  
農業経営の基盤となる農地の確保において、集落または一団の農用地区域を単位に、地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人で、農業経営基盤強化促進法に規定する「特定農業法人」又は人・

農地プランにより「地域の中心となる経営体」として位置づけられ、将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人であるもの。

- 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として食育推進基本計画により定められた。「食育」の「育」から、毎月19日。

- 食品表示法

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して創設された食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度。食品を摂取する際の安全性や一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の確保を目的としている。

- 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。

- 認定農業者

農業者が自ら効率的な農業経営改善計画を作成し、①農業経営基盤強化促進法に基づき市が策定した基本構想に照らして適切②その計画の達成される見込みが確実③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切、との基準に適合するとして市等から認定を受けた農業者。

- 農業の多面的機能

食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業・農地が持っている機能。

- 農地利用状況調査

農業委員会が、農地法第30条に基づいて毎年1回8月頃に行う管内の全ての農地の利用状況について行う調査のこと。

- 農福連携
 

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。
  
- フェロモントラップ
 

昆虫の性フェロモンを利用し、オス成虫を捕殺する。トラップにかかった虫の数を調査し、適切な防除時期を把握することより薬剤散布回数や使用する農薬を減らすことができる。
  
- ふくやま生まれ
 

福山市の地産地消を推進するためのシンボルマーク。市内産農林水産物及びその加工食品、地産地消推進のための普及・啓発活動に使用されている。
  
- 福山市健康増進計画2018
 

健康増進法に基づき、国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」および広島県健康増進計画を勘案して策定する市町村健康増進計画。2018年度（平成30年度）からの5年間を計画期間とし、「市民自らが健康づくりに取組、だれもが健やかでいきいきと暮らせるまち」をめざすことを共通理念に掲げ、基本目標である「健康寿命の延伸」の実現に向け、市民や行政、関係団体などが一体となって、取り組むもの。
  
- 福山市食育推進計画2018
 

食育基本法に基づき、国が定める「第3次食育推進基本計画」を勘案して策定する市町村食育推進計画。2018年度（平成30年度）からの5年間を計画期間とし、「市民自らが健康づくりに取り組み、だれもが健やかでいきいきと暮らせるまち」をめざすことを共通理念に掲げ、基本目標である「食育の実践」の実現に向け、市民や行政、関係団体などが一体となって、取り組むもの。
  
- ふくやま地産地消の日
 

「食」と「農」と「健康」と「環境」を考え地産地消を実践する日として設定。「福山」

の「<sup>フク</sup>福」から、毎月29日。

- ふくやまブランド農産物

ふくやまブランド農産物推進協議会が、適切な栽培基準で生産され、栽培履歴（農薬散布内容など）が確認できると認定した、新鮮・安心・美味しさを備えた地元の農産物。愛称は「ふくやまSUN」。

- 遊休農地利活用促進事業

現に耕作されていない遊休農地等について、農地としての継続的な利用が可能となる一定の維持管理に必要な経費の一部を補助し、農地中間管理機構を通じての貸出の意向を促すことにより、担い手への速やかな権利移動を推進する事業のこと。

- 6次産業化

農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用し、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組。（1次×2次×3次＝6次産業化）

- ワインプロジェクト

備後圏域の一体的な経済発展に向け、圏域内の地域資源「ぶどう」を活用したワインの振興を図るための取組。